

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

- ポイ捨て防止重点地域の指定
 (環境政策課) 2
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 6
- 公示送達 (保険医療課) 7
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 8
- 公示送達 (税務課) 9

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 10
- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 16
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 20
- 農用地利用集積計画の縦覧
 (農林振興課) 20
- 公募型プロポーザル方式による業務実
 施事業者の選定 (学校給食センター) 20
- 一般競争入札(条件付き)にかかる特
 定建設工事共同企業体の公募
 (契約検査課) 21
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 26
- 亀岡市鳥獣被害防止改善計画の策定
 (農林振興課) 26

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

- 令和元年度定期監査結果に対する措置
 状況 28
- 令和元年度定期監査結果に対する措置
 状況 30
- 令和元年度財政援助団体等監査結果に
 対する措置状況 31

教育委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市立学校ハラスメントの防止に関
 する要綱の一部改正 33

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の
 告示 40
- 亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指
 定の告示 40

告 示

亀岡市告示第163号

亀岡市ポイ捨て等禁止条例（令和2年亀岡市条例第1号）第10条第2項の規定により、ポイ捨て防止重点地域の指定について次のとおり告示する。

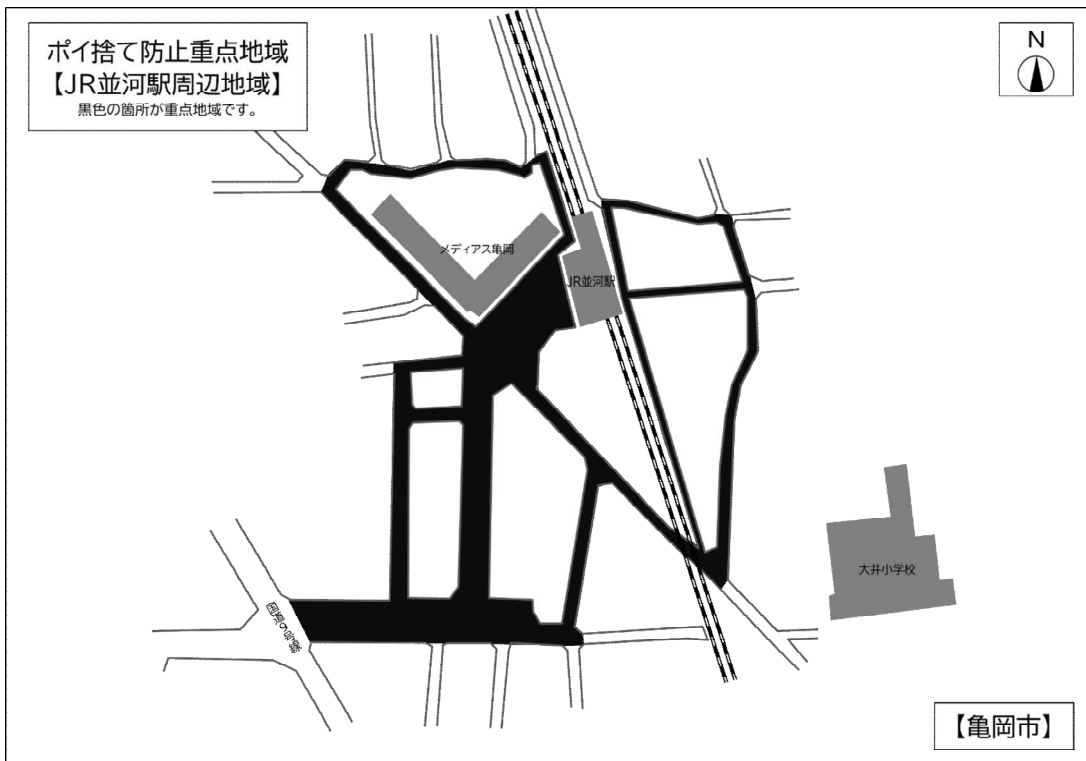
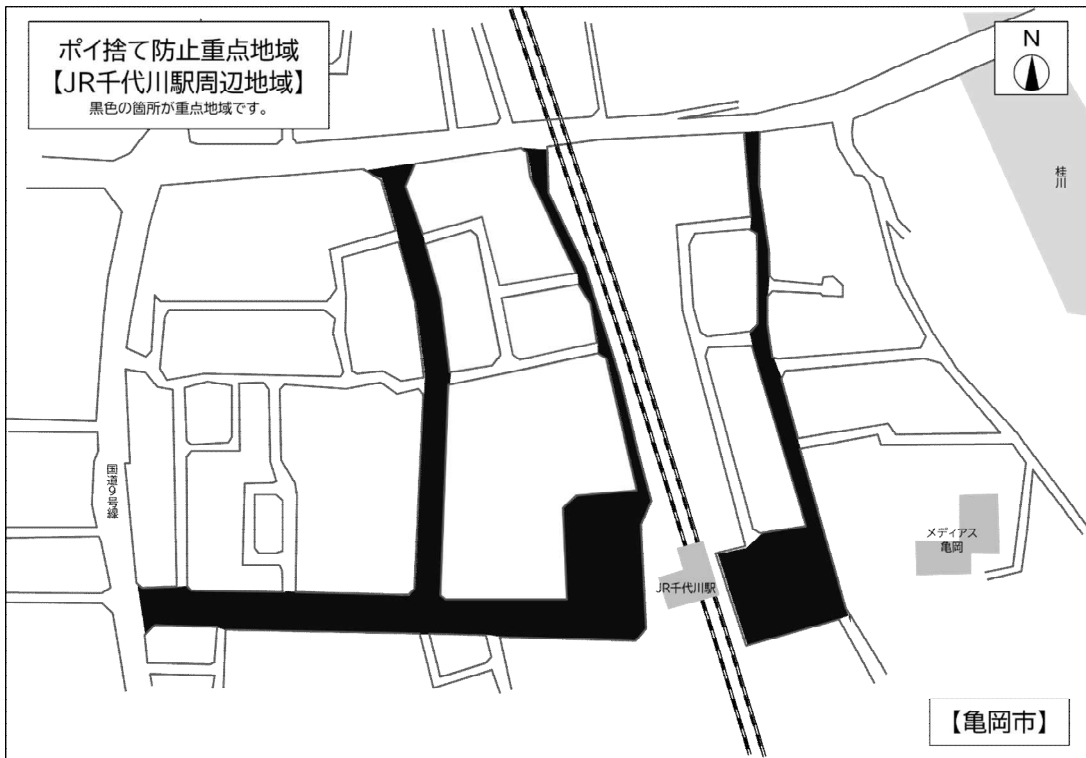
令和2年8月1日

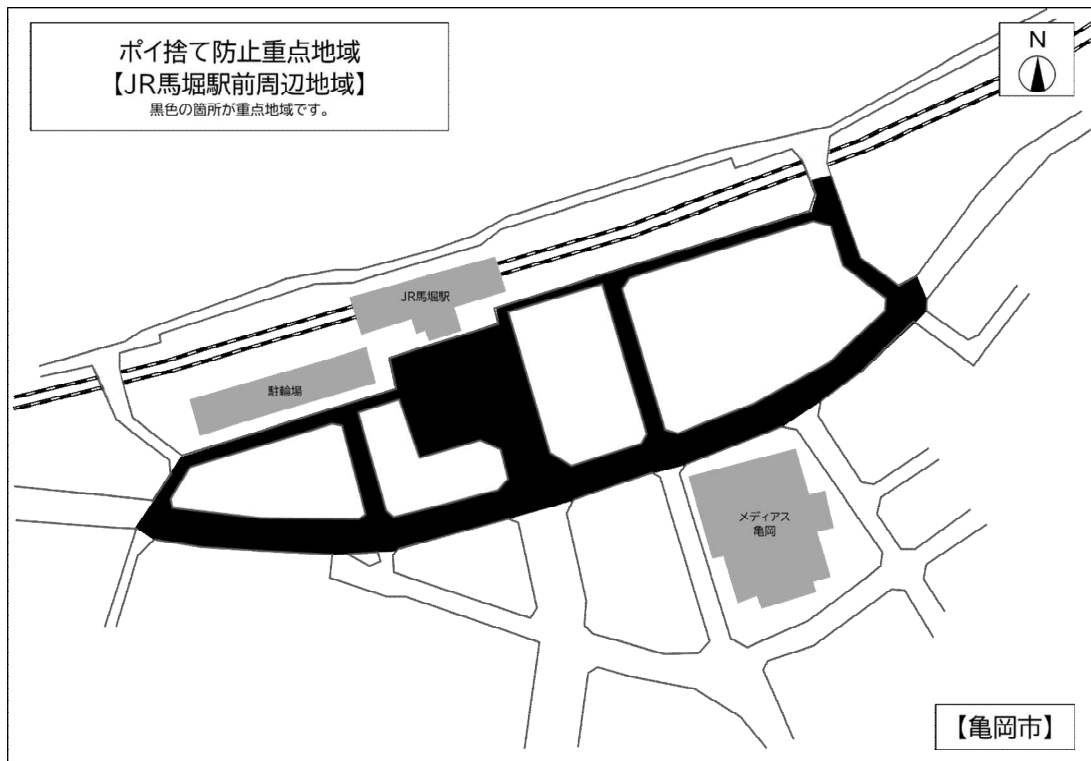
亀岡市長 桂川孝裕

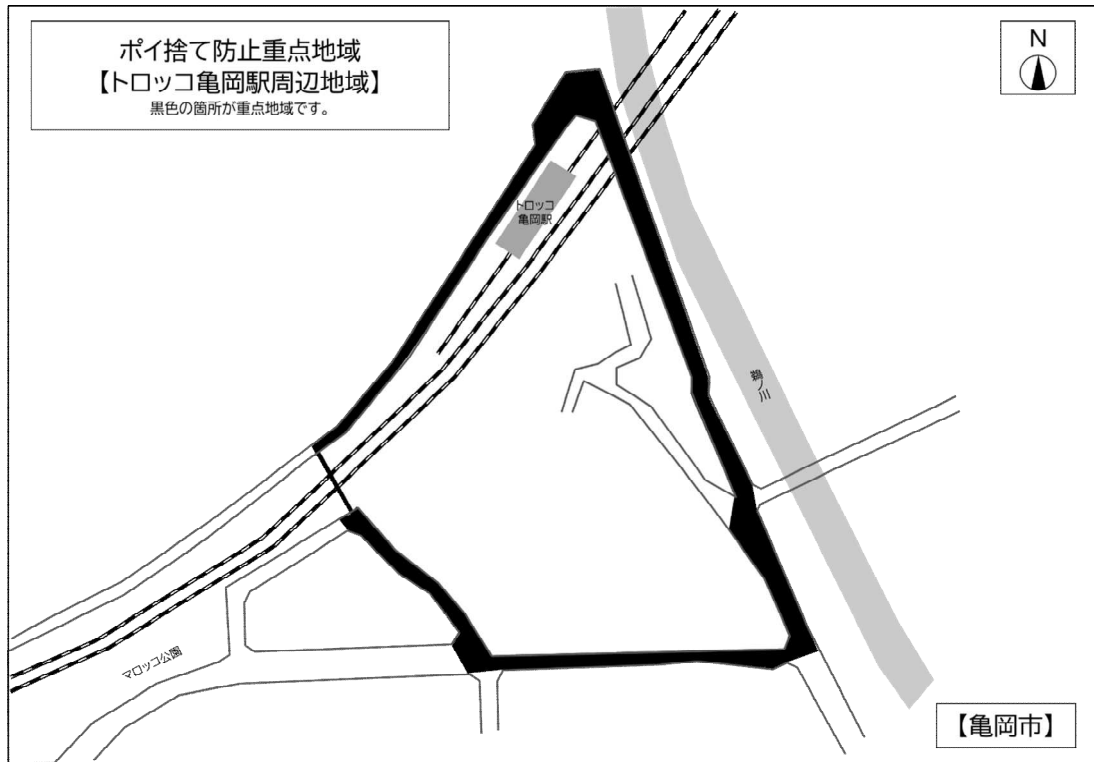
- 1 ポイ捨て防止重点地域の名称及び地域図
 - (1) 名 称 JR千代川駅周辺地域
JR並河駅周辺地域
JR亀岡駅周辺地域
JR亀岡駅北周辺地域
JR馬堀駅前周辺地域
トロッコ亀岡駅周辺地域
 - (2) 地域図 別紙のとおり
- 2 ポイ捨て防止重点地域として指定する期日
令和2年8月1日
- 3 ポイ捨て防止重点地域における禁止事項
 - (1) 何人も、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所にポイ捨てをしてはならない。
 - (2) 犬、猫その他の愛がん動物（以下「飼い犬等」という。）の所有者又は管理者は、当該飼い犬等が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所においてふんを排せつした場合には、当該ふんを適切に処理しなければならない。
 - (3) 空き地の所有者等は、繁茂する雑草、枯れ草その他かん木類又は投棄された廃棄物

等を放置して周辺的生活環境を損なうことのないよう、常に空き地を適切に管理しなければならない。

(地域図)







「揭示済」

亀岡市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年8月4日

亀岡市長 桂川孝裕

「見立北区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 國領 義数

2 変更年月日

令和2年5月17日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第165号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年8月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和2年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和2年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和2年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和2年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和2年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和2年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和2年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和2年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和2年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和2年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和2年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第166号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

令和2年8月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

令和2年8月6日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 3台

5 保管場所 J R馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3か月間

7 返還期間 月曜日～土曜日

午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「掲示済」

亀岡市告示第167号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年8月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和2年度市民税・府民税納税通知書

2 送達を受けるべき者

No.	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第52号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和2年8月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 亀岡市立小・中・義務教育学校におけるタブレット端末調達業務
- (2) 履行場所 発注者と協議の上決定
- (3) 業務概要 導入内容 タブレット端末
キーボードケース
端末管理用ソフト（MDM）
導入設計及び設定作業 他
- (4) 履行期間 亀岡市議会の議決のあった翌日から令和3年3月31日まで
- (5) 最低制限価格 不採用
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 免除

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 亀岡市「令和2・3年度 物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」の「1 事務用品・事務機器・スチール製品」又は「29 電算関連（情報・通信サービス）」を第1又は第2希望に登録している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつ

て暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 入札参加資格を満たしていることの誓約書（様式第2号）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和2年8月4日（火） 午後1時から 令和2年8月18日（火） 午後5時まで	1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上配布期間内の受付時間中（令和2年8月4日は午後1時から午後5時まで、令和2年8月5日以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。
確認申請書等の受付	令和2年8月17日（月） 令和2年8月18日（火） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで	入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

		<p>(1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和2年8月18日（火）午後5時までに契約検査課必着とする。また、郵送時に契約検査課まで郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けできないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
<p>入札参加資格確認通知書の送付</p>	<p>令和2年8月21日（金）までに発送</p>	<p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。 入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
<p>確認申請書等並びに仕様書等に関する質問の受付及び回答</p>	<p>確認申請書等に関する質問 令和2年8月14日（金）午後5時まで 仕様書等に関する質問 令和2年8月25日（火）正午まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。 2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式第3号）にて行うこととし、E-Mailアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。 添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。 口頭による質問は受け付けない。</p>

		提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。
	確認申請書等に関する回答 随時 仕様書等に関する回答 令和2年8月27日（木） 午後5時まで	1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。 2 仕様書等に関する質問の回答については、該当の公告に示す日までに入札情報公開システムにて回答する。 3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。 4 回答期日までに情報公開システムにて回答がない場合は、基本的に質問は無かったものとする。
入札日時	令和2年9月2日（水） 午前10時（厳守）	入札については、下記「5 入札に関する留意事項」のとおり

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所202会議室、203会議室（市役所2階）に入札書（様式第4号）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札回数は最大3回までとするので、入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額
 入札書に記載する金額は、「亀岡市立小・中・義務教育学校におけるタブレット端末調達業務」一式の金額とする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札の辞退
 入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式第6号）を提出しなければならない。
- (8) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式第5号）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。

イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること。（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

(9) 開札

開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(10) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者

コ その他入札条件に違反した者

(11) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(12) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書の作成の要否

要

8 その他

- (1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約であり、議会の議決を得るまでは仮契約として、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。
- (3) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (4) 本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。
- (5) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。
- (6) 確認申請等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (7) 以上に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。
- (8) 予定価格は公表しないものとする。

9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市企画管理部 契約検査課（電話番号 0771-25-5041）

（FAX番号 0771-25-5157）

E-Mail アドレス：sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ：http://www.city.kameoka.kyoto.jp

「揭示済」

亀岡市公告第53号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年8月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第3号
- (2) 工事名 亀岡中部農地整備事業（曾我部工区）に伴う配水管移設工事（その4）
- (3) 工事場所 亀岡市曾我部町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 配水管 DSGX φ100 L=289.4m
HIVP φ75 L=7.9m
- (6) 予定価格（税込） 9,317,000円
【入札書比較価格（税抜） 8,470,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から100日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3. 配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものと契約変更の増減額は対象外とする。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。（ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。）

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和2年8月6日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和2年8月6日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和2年8月19日（水） 午前9時から午後5時まで 令和2年8月20日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和2年8月21日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和2年8月18日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和2年8月24日（月） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和2年8月25日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和2年8月27日（木） 午前9時から午後5時まで 令和2年8月28日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和2年8月31日（月） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第54号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

令和2年8月11日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 捕獲日時 令和2年8月8日
午後1時05分頃
- 2 捕獲場所 亀岡市東別院町栢原前田
- 3 種類 ミニチュアダックスフンド
- 4 毛色 茶
- 5 性別 不明
- 6 体格 小
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 首輪等装着物なし

（注意）公告期間満了の日の翌日（令和2年8月13日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生課
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第55号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規

定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和2年8月17日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
令和2年8月17日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第56号

亀岡市学校給食用米飯委託業務について、公募型プロポーザル方式により業務実施事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和2年8月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 業務概要
 - (1) 業務名称
亀岡市学校給食用米飯委託業務
 - (2) 目的
亀岡市立小学校17校、義務教育学校（前期）1校及び学校給食センターの学校給食用米飯における玄米の調達、精米、炊飯、配缶、配送、回収等の業務委託

(3) 対象校等

亀岡市立小学校17校、義務教育学校（前期）1校及び学校給食センター

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 業務内容

亀岡産キヌヒカリ1等米100%を通年使用することとし、その調達、精米、炊飯を行い、亀岡市立小学校17校、義務教育学校（前期）1校及び学校給食センターの学校給食用米飯における玄米の調達、精米、炊飯、配缶、配送、回収等の業務

2 その他

詳細は、亀岡市学校給食用米飯委託業務公募型プロポーザル実施要項及び亀岡市学校給食用米飯委託業務仕様書による。

「揭示済」

亀岡市公告第57号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年8月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|----------|---------------------|---------------|------------------|
| (1) 工事番号 | 管第2-1号 | | |
| (2) 工事名 | 亀岡市公共下水道事業 並河枝線布設工事 | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市大井町並河地内 | | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=696.00m | | |
| | 管布設工 | PEφ200 | 管渠延長 631.00m（昼間） |
| | 管布設工 | PEφ200 | 管渠延長 65.00m（夜間） |
| | 人孔設置工 | 3号組立人孔（φ1500） | 1.00箇所（昼間） |
| | 弁室設置工 | 1号組立人孔（φ900） | 7.00箇所（昼間） |
| | 汚水柵設置工 | 1号組立人孔（φ900） | 1.00箇所（昼間） |

- | | | | |
|------|--------------|---|------------|
| | 取付管工 | VUφ200 | 1.00箇所（昼間） |
| | 立坑工 | 鋼製ケーシングφ2500 | 1.00箇所（昼間） |
| | 付帯工 | | 1.00式（昼夜間） |
| | マンホールポンプ設備工事 | | 1.00式（昼間） |
| | 汚水水中ポンプ | φ100mm 3.7kw×2台 | |
| | 機械及び電気設備工 | 1式 | |
| (6) | 工 期 | 契約日の翌日から150日間 | |
| (7) | 部 分 払 | 無 | |
| (8) | 前 金 払 | 原則40%以内。保証事業会社の保証が必要。 | |
| (9) | 中間前金払 | 請負金額が500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (10) | 最低制限価格 | 採用 | |
| (11) | 入札保証金 | 免除 | |
| (12) | 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 | |
| (13) | 支給材料及び貸与品 | 無 | |
| (14) | 契約書の要否 | 要 | |

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者2者ないし3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、2者による共同企業体の場合、全ての構成員が30パーセント以上、3者による共同企業体の場合、全ての構成員が20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「土木一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,000万円以上となる場合は、監理技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「土木一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

(4) 特定建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等		手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和2年8月26日（水） 午後3時から		共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和2年8月26日（水） 午後3時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和2年9月3日（木） 午前9時から午後5時まで 令和2年9月4日（金） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和2年9月7日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知		
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和2年9月2日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和2年9月8日（火）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和2年9月10日（木） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和2年9月14日（月） 午前9時から午後5時まで 令和2年9月15日（火） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：令和2年9月15日（火） 午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和2年9月17日（木）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和2年9月18日（金）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和2年9月18日（金） 午前10時	令和2年9月23日（水） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和2年9月23日（水） 午前9時から午後3時まで	令和2年9月24日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和2年9月23日（水） 午後3時以降	令和2年9月24日（木） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件を落札された業者は、他の特定建設工事共同企業体（JV）による土木一式工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第58号

令和2年亀岡市公告第37号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和4年3月31日までとする。

令和2年8月27日

亀岡市長 桂川孝裕

(合格者受験番号)

土木I (かめおか・未来・チャレンジ方式)
1002、1003

「揭示済」

亀岡市公告第59号

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱第6条第2項第1号の規定により改善計画を策定する。
なお、策定した計画は、令和2年8月31日に効力を生じるものとし、亀岡市役所において縦覧に供する。

令和2年8月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課
- 2 縦覧期間 令和2年8月31日から
令和2年9月30日まで

「揭示済」

任免及び辞令

松枝尚哉

亀岡市政の円滑な運営に資するため職員不祥事防止の徹底及び庁内におけるコンプライアンス推進に係るコンプライアンス監として参与に委嘱します

任期は令和3年7月31日までとします

豊川竜太

亀岡市商工業行政の円滑な推進に資するため産学官連携に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和3年3月31日までとします

峰島厚

寺田直人

高木信義

酒井忠繁

山内節子

永田一夫

中村雄一

中村克子

松井やす子

光井貢

岩間邦男

(各通)

亀岡市障害者施策推進協議会委員に委嘱します

鈴木恵子

亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します

任期は令和3年3月31日までとします

令和2年8月1日

西垣光

亀岡市市医の委嘱を解きます

西垣光

亀岡市休日急病診療所医師の委嘱を解きます

令和2年8月2日

(各 通) 大石慶明
廣畑弘
人見博子

亀岡市環境審議会委員の委嘱を解きます

(各 通) 塚本政雄
太田喜和
井内廣樹

亀岡市環境審議会委員に委嘱します

令和2年8月5日

井内廣樹
亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
任期は令和2年9月4日までとします

令和2年8月12日

(各 通) 岡崎祐司
三宅基子
青木好子
山本隆志
松井やす子
伊豆田藤吉郎
酒井忠繁
八木辰夫
大石郁夫
出藏裕子
竹岡恵子
山内邦彦
細川景子
西村隆美
山本明

亀岡市地域福祉計画策定委員会委員に委嘱しま
す

任期は令和3年3月31日までとします

令和2年8月21日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年8月14日

亀岡市監査委員 関本孝一
 亀岡市監査委員 福井英昭

令和元年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>環境市民部</p> <p>ア 市民課</p> <p>自動証明写真機設置料収入において、入札により設置料を決定していたが、当該機器が市役所庁舎の敷地に設置されているため、亀岡市庁舎使用料条例に基づき行政財産の目的外使用料を徴収し、設置料は入札金額から目的外使用料を差し引いた額としていた。目的外使用許可申請及び許可は適正に行われていたが、設置料や設置条件等を定める契約書を作成していなかった。</p> <p>亀岡市財務規則には、契約書の作成を省略できる場合の定めがあるが、本件はそれに該当せず、契約書の作成が必要である。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>なお、本件は行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）と貸し付け（同条第2項第4号）を併用しているが、どちらか一方に整理する必要があると考える。</p>	<p>業者の要望があり、令和2年3月31日をもって、自動証明写真機は、撤去されている。</p> <p>再設置については、地方自治法第238条の4第2項第4号及び同法施行令第169条の3の規定に基づき、貸し付けできる場所があるのか、総務課と協議中である。</p> <p>今後は適正な事務処理を徹底する。</p>

まちづくり推進部

ア 都市計画課

開発許可等手数料について、調定伝票の控えが見当たらないものが数件あった。

亀岡市文書取扱規則には、全ての文書は、文書分類基準表の分類番号により分類整理し、これを保管しなければならないと定められている。なお、文書分類基準表において、調定伝票の控えの保存年限は5年と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 建築住宅課

(ア) 市営住宅の駐車場及び共同物置において、目的外使用料を徴収しているが、行政財産使用許可申請書の提出がなく、行政財産使用許可書の交付も行われていなかった。

亀岡市営住宅管理条例施行規則には、目的外使用の許可を受けようとする者は、管理者に行政財産使用許可申請書を提出し、行政財産使用許可書の交付を受けなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 市有地占用料の算出において、占用許可書の占用期間が令和元年5月30日から令和2年3月31日までの11か月分であったが、10か月分として計算されているものがあつた。

市有地占用料の算出に準用されている亀岡市道路の占用に関する条例には、年額をもって定める占用料で占用期間が1年に満たないものは、月数に年額の12分の1を乗じて得た額と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 市有地占用に係る許可事務において、許可申請書に使用（占有）期間が記載されていないものがあつた。

亀岡市財務規則には、行政財産の使用の許可をするときは、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、

規定及び管理状況を再確認し、調定伝票の控えを保管ファイルに適正に備え付けるよう徹底した。

亀岡市営住宅管理条例施行規則に従い、目的外使用の許可を受けようとする者は、管理者に行政財産使用許可申請書を提出し、行政財産使用許可書の交付を受けるよう徹底する。

本件については、本来6月3日以降の日付で許可書を交付すべく事務処理を行っていたところだが、誤って5月30日付けで交付してしまったものであり、あらためて6月3日付けの「市有地占用許可書」を交付した。

今後は適正な事務処理を徹底する。

亀岡市財務規則に従い、市有地占用に係る許可を受けようとする者は、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的及び財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出するよう徹底した。

<p>使用しようとする期間、使用の目的及び財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	
--	--

「揭示済」

亀岡市監査公表第7号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年8月14日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 福井英昭

令和元年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>教育部</p> <p>ア 教育研究所</p> <p>非常勤嘱託職員報酬等の支払いにおいて、亀岡市教育委員会事務専決規程の定めで学校教育課長の決裁が必要となるものが、学校教育課長の決裁を受けず、所長の決裁で支払われているものがあった。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>非常勤嘱託職員報酬等について、亀岡市教育委員会事務専決規程第8条第1号の規定に基づき、学校教育課長の決裁を受けて支払うこととした。</p>

「揭示済」

亀岡市監査公表第8号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年8月14日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 福井英昭

令和元年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>健康福祉部 地域福祉課</p> <p>(ア) 基本協定書において、管理運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は、書面により発注者の承諾が必要と規定されているが、再委託申請書が提出されているにもかかわらず、書面による承諾の手続きを行っていなかった。</p> <p>基本協定書に基づき、書面による承諾を行うよう改善されたい。</p>	<p>基本協定書に基づき、書面による承諾手続きを適正に行うことを徹底することとした。</p>
<p>生涯学習部 市民力推進課</p> <p>(ア) 生涯学習事業助成金の交付について、生涯学習事業助成申込書及び実績報告書が鉛筆書きで提出されているものがあった。また、収支決算書に記入されている支出額と領収書の合計が一致しないものがあった。</p> <p>助成金交付については、適正な事務処理となるように、決裁等の過程において十分な書類の確認を行うよう指導することにより改善されたい。</p> <p>(イ) 基本協定書において、管理運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は、書面により発注者の承諾が必要と規定されてい</p>	<p>今後は適正な事務処理と確認を徹底するよう指導した。</p> <p>基本協定書において、管理運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせるために再委託申請書が提出される場合、書面によ</p>

<p>るが、再委託申請書が提出されているにもかかわらず、書面による承諾の手続きを行って いなかった。 基本協定書に基づき、書面による承諾を行うよう改善されたい。</p>	<p>り承諾の手続きを行うよう改善した。</p>
--	--------------------------

「揭示済」

教育委員会欄

告示

亀岡市教育委員会告示第3号

亀岡市立学校ハラスメントの防止に関する要綱（平成11年亀岡市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月25日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

題名を次のように改める。

亀岡市立学校ハラスメントの防止等に関する要綱

第2条第1項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) セクシュアル・ハラスメント関係

ア 「セクシュアル・ハラスメント」とは、教職員が他の教職員や児童生徒を不快にさせる、職場における性的な言動及び教職員が他の教職員や児童生徒を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

イ 「セクシュアル・ハラスメントに起因する問題」とは、セクシュアル・ハラスメントのため教職員や児童生徒の勤務・学習環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して教職員がその勤務条件につき不利益を受け、又は児童生徒が心身に被害を受けることをいう。

(3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント関係

「妊娠、出産、育児又は介護に関するハ

ラスメント」とは、次のような言動をいう。

ア 教職員が妊娠等をしたこと（妊娠したこと、出産したこと又は妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したことをいう。以下同じ。）に関して当該教職員の勤務環境を害するような言動

イ 教職員の制度等の利用（別表第1に掲げる制度又は措置の利用をいう。以下同じ。）に関して当該教職員の勤務環境を害するような言動

(4) パワー・ハラスメント関係

「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務や指導上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員や児童生徒に対し精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員や児童生徒の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員や児童生徒の勤務・学習環境を害することとなるものをいう。

第2条第5号から第8号までを削る。

第3条第1項中「及び排除に努めなければならない」を「に関し、必要な措置を講じなければならない」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 校長は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する教職員の対応に起因して、当該教職員及び児童生徒が学校において不利益を受けることがないようにしなければならない。

第3条第3項を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

教職員は、ハラスメントをしてはならない。また、各号に定めるところに従い、常にハラスメントに対して十分に認識して行動するよう努めなければならない。

第4条第1項第1号中「しないようにするために」を「しないために」に改め、同項第4号中「態様等によっては」を「行為者とされた教職員については、公正な調査によりその事実が確認された場合、」に、「に付されることがある」を「を受けることがある」に改め、同条第2項中「ハラスメントに起因する問題が生じた場合には」を「セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合、妊娠、出産、育児若しくは介護に関するハラスメントが生じた場合又はパワー・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が教職員からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため」に改める。

第5条中「を図るため」を「のため」に、「必要な研修等を実施するよう努めなければならない」を「教職員の意識の啓発及び知識の向上を図るよう努めなければならない」に改める。

第9条中「当事者」を「関係者」に、「に努め」を「及び秘密保持を徹底し」に、「注意」を「留意」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「かつ効果的」を削り、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条第1項中「苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）」を「苦情相談」に改め、同条第2項中「及び平成28年人事院規則10—15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）」を「、平成28年人事院規則10—15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）及び令和2年人事院規則10—16（パワー・ハラスメントの防止等）」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（他任命権者との連携）

第6条 教職員が他の任命権者に属する教職員（以下「他任命権者の教職員」という。）からハラスメントを受けたとされる場合には、当該他任命権者の教職員に係る他任命権者に対し、当該他任命権者の教職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他任命権者の教職員に対する指導等の対応を行うよう求めることとする。

別表第1に次の別表名を付する。

妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用

別表第1中「妊娠障害休暇」を「妊娠障害休暇」に、「部分休業」を「部分休業、部分欠勤」に「不妊治療休暇」

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

ハラスメントをしないために教職員が認識すべき事項

具体的内容	
1	教職員間のハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。 児童生徒や教育実習生など教職員がその職務に従事する際に接することとなる教職員以外の者との関係にも十分注意する必要がある。

2 職場におけるハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

例えば、対教職員であれば歓送迎会、対児童生徒であれば部活動の対外試合中等、勤務時間外の「懇親の場」、教職員寮や通勤中等であっても、実質上職務の延長と考えられるものは「職場」に該当する（その判断は、職務との関連性、参加者、参加や対応が強制的か任意かなどを考慮して個別に行う。）。

学校以外の場において、教職員が他の教職員あるいは児童生徒に対してハラスメントを行うことは、学校における人間関係を損ない、勤務・学習環境を害するおそれがあることから、場所・時間にかかわらず注意することが必要である。

3 セクシュアル・ハラスメントをしないようにするためには、教職員が次の各事項について十分認識する必要がある。

(1) 意識の重要性

ア お互いの人格を尊重しあうこと。

イ お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。（教職員の場合）

ウ 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。

エ 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。

(2) 基本的な心構え

ア 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。

① 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。

② 不快に感じるか否かには個人差があること。

③ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。

④ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思いこみをしないこと。

イ 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。

ウ ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

ハラスメントを受けた者が、職場の人間関係、教師と児童生徒との立場の違い等から拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。

4 教職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないために、次の事項について十分認識しなければならない。

(1) 基本的な心構え

ア 妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動（不妊治療に対する否定的な言動を含め、他の教職員の妊娠、出産、育児又は介護の否定につながる言動（当該教職員に直接行わない言動も含まれる。）をいい、単なる自らの意思の表明を除く。）は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの原因や背景となることについて、また、仕事と妊娠、十分認識しなければならない。

イ 仕事と妊娠、出産、育児又は介護とを両立するための制度又は措置があること。

(2) 校長等が認識すべき事項

ア 妊娠した教職員がつわりなどの体調不良のため勤務ができないことや能率が低下すること、制度等の利用をした教職員が正規の勤務時間の一部を勤務しないこと等により周囲の教職員の業務負担が増大することも妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの原因や背景となること。

イ 業務体制の整備など、職場や妊娠等をし、又は制度等の利用をした教職員その他の教職員の実情に応じ、必要な措置を講ずること。例えば、業務体制の整備については、妊娠等をし、又は制度等の利用をした教職員の周囲の教職員への業務の偏りを軽減するよう、適切に業務分担の見直しを行うことや、業務の点検を行い、業務の効率化等を行うものとする。

(3) 妊娠等をし、又は制度等の利用をする教職員として認識すべき事項

ア 仕事と妊娠、出産、育児又は介護とを両立していくために必要な場合は、妊娠、出産、育児又は介護に関する制度等の利用ができるという知識を持つこと。

イ 周囲と円滑なコミュニケーションを図りながら自身の体調や制度等の利用状況等に応じて適切に業務を遂行していくという意識を持つこと。

5 パワー・ハラスメントをしないためには、教職員が次の各事項について十分認識する必要がある。(具体的な言動は、別表6に掲げるような言動が考えられる。)

(1) パワー・ハラスメントは、教職員や児童生徒に対し精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員や児童生徒の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員や児童生徒の勤務・学習環境を害することとなるものであることを理解し、互いの人格を尊重し、パワー・ハラスメントを行ってはならないこと。

(2) 業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示、指導、調整等についてはパワー・ハラスメントに該当しないこと。一方、業務指示等の内容が適切であっても、その手段や態様等が適切でないものは、パワー・ハラスメントになり得ること。

(3) 部下の指導・育成は、上司の役割であること。また、指導に当たっては、相手の性格や能力を十分見極めた上で行うことが求められるとともに、言動の受け止め方は世代や個人によって異なる可能性があることに留意する必要があること。

(4) 自らの仕事への取組や日頃の振る舞いを顧みながら、他の教職員と能動的にコミュニケーションをとることが求められること。

(5) 教職員以外の者に対してもパワー・ハラスメントに類する言動を行ってはならないこと。

(6) 児童生徒へのパワー・ハラスメントになっていないか、児童生徒の人格や尊厳を大切にしているかという観点から、教職員が日常的に自己点検し、改善に取り組む必要があること。

6 部活動の指導者として、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであるとともに、殴る蹴る等の行為はもちろんのこと、以下のような言動も許されないことを認識すること。

- (1) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課すこと。
- (2) 脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行うこと。
- (3) セクシュアル・ハラスメントと判断される発言や行為を行うこと。（これには該当しなくとも、指導に当たっての身体接触は、社会通念等から見て不必要なものは避け、必要性、適切さに留意することが必要であること。）
- (4) 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行うこと。
- (5) 特定の生徒に対してだけ執拗に指導を集中したり、肉体的、精神的負荷を与えること。

別表第3に次の別表名を付する。

良好な勤務・学習環境を確保するために認識すべき事項

別表第3配慮事項の欄中「加害者」を「行為者」に改め、「(1) ハラスメント」の次に「やハラスメントに当たるおそれがある言動」を加え、「ハラスメントがある場合には」を「ハラスメントと思われる言動がある場合には」に改める。

別表第4に次の別表名を付する。

ハラスメントに起因する問題が生じた場合教職員が認識しておくことが望まれる事項

別表第4に次のように加える。

当事者間の認識の相違を解消するためのコミュニケーション	パワー・ハラスメントは、相手に自覚がないことも多く、よかれと思つての言動であることもある。相手に自分の受け止めを伝えたり、相手の真意を確認したりするなど、話し合い、認識の違いを埋めることで事態の深刻化を防ぎ、解決がもたらされることがあることに留意すべきである。
-----------------------------	--

別表第5に次の別表名を付する。

ハラスメントに起因する問題が生じた場合教職員が取ることが望まれる行動

別表第5中

「

信頼できる人に相談すること。	まず、職場の同僚や知人等身近な信頼できる人に相談することが大切である。各職場内において解決することが困難な場合には、外部の相談機関に相談する方法が考えられる。 なお、相談するに当たっては、ハラスメントが発生した日時、内容等について、記録しておくことが望ましい。
----------------	---

」

を

「

一人で抱え込まずに、相談窓口や信頼できる人に相談すること。	問題を自分一人で抱え込まず、まず、職場の同僚や知人等身近な信頼できる人に相談することが大切である。各職場内において解決することが困難な場合には、外部の相談機関に相談する方法が考えられる。 なお、相談するに当たっては、ハラスメントであると考えられる言動が行われた日時、内容等について、記録しておくことが望ましい。
-------------------------------	--

」

に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第6

パワー・ハラスメントになり得る言動の具体例

区分	具体例
暴力・障害	<ul style="list-style-type: none"> ・書類で頭を叩く。 ・部下を殴ったり、蹴ったりする。 ・相手に物を投げつける。
暴言・名誉棄損・侮辱	<ul style="list-style-type: none"> ・人格を否定するような罵詈雑言を浴びせる。 ・他の教職員の前で無能なやつだと言ったり、土下座をさせたりする。 ・相手を罵倒・侮辱するような内容の電子メール等を複数の教職員宛てに送信する。 <p>(注) 「性的指向又は性自認に関する偏見に基づく言動」は、セクシュアル・ハラスメントに該当するが、職務に関する優越的な関係を背景として行われるこうした言動は、パワー・ハラスメントにも該当する。</p>
執拗な非難	<ul style="list-style-type: none"> ・改善点を具体的に指示することなく、何日間にもわたって繰り返し文書の書き直しを命じる。 ・長時間厳しく叱責し続ける。
威圧的な行為	<ul style="list-style-type: none"> ・部下達の前で、書類を何度も激しく机に叩き付ける。 ・自分の意に沿った発言をするまで怒鳴り続けたり、自分のミスの有無を言わず部下に責任転嫁したりする。
実現不可能・無駄な業務の強要	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで分担して行ってきた大量の業務を未経験の部下に全部押しつけ、期限内に全て処理するよう厳命する。 ・緊急性がないにもかかわらず、毎週のように土曜日や日曜日に出勤することを命じる。 ・部下に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる。
仕事を与えない・隔離・仲間外し・無視	<ul style="list-style-type: none"> ・気に入らない部下に仕事をさせない。 ・気に入らない部下を無視し、会議にも参加させない。 ・課員全員に送付する業務連絡のメールを特定の教職員にだけ送付しない。

	・意に沿わない教職員を他の教職員から隔離する。
個の侵害	・個人に委ねられるべき私生活に関する事柄について、仕事上の不利益を示唆して干渉する。 ・他人に知られたくない教職員本人や家族の個人情報を言いふらす。

(注) 上記各区分の言動に該当しなければパワー・ハラスメントとならないという趣旨ではないことに留意すること。

別記様式中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第14号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和2年8月21日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
302	太成工業株式会社	代表取締役 矢島 耕治	京都市山科区小山一石畑19番地9

2 指定日

令和2年8月21日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第15号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の告示

令和2年8月21日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和2年8月21日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
301	太成工業株式会社	代表取締役 矢島 耕治	京都市山科区小山一石畑19番地9

「揭示済」